

# 訓令

## 埼玉県訓令第二号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「IT統括幹、改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改め、「消防防災政策幹」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。